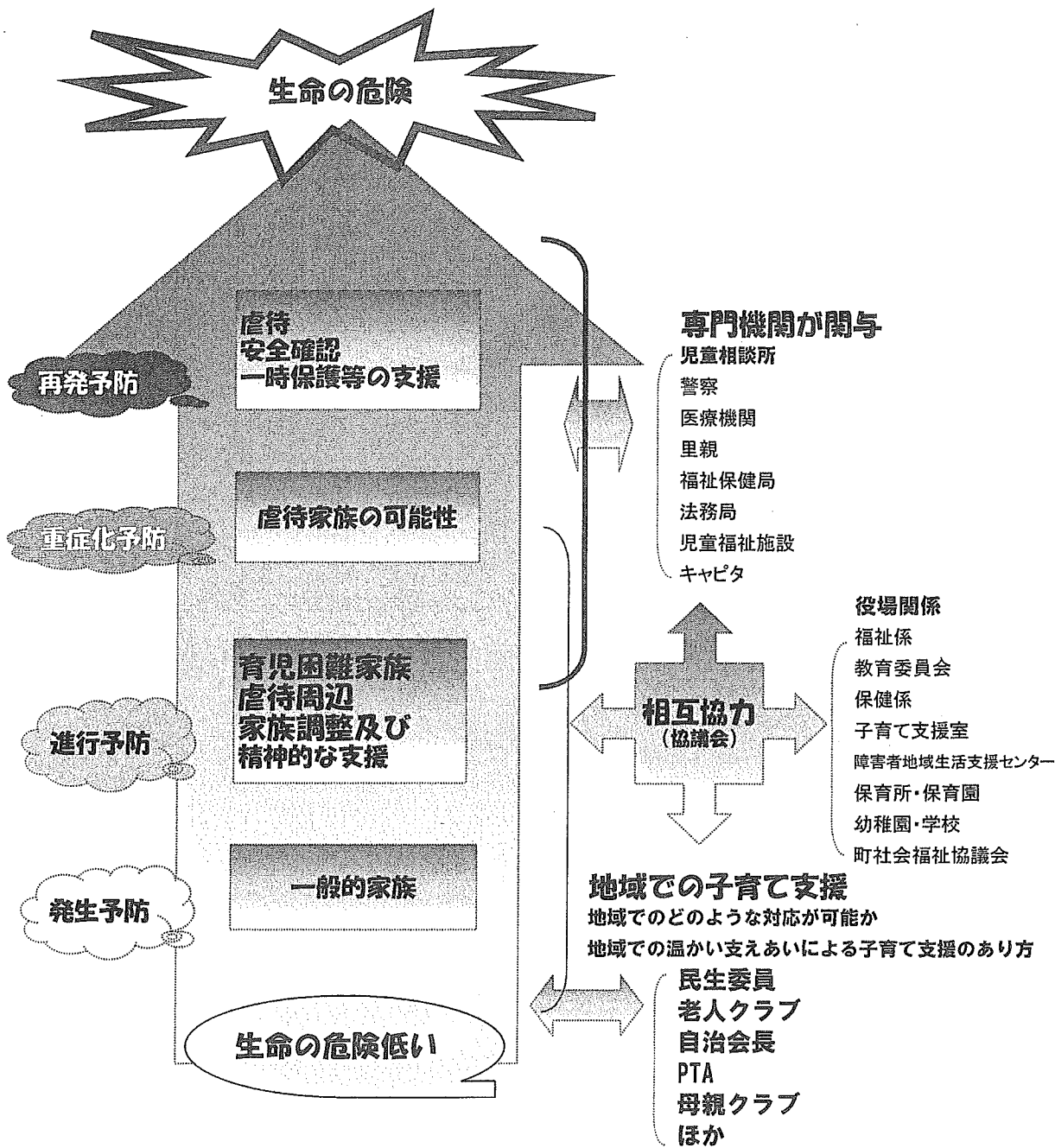


児童虐待を未然に防ぐための地域での支援対策のイメージ図



児童虐待防止の対策（厚生労働省）

育児や家庭の状況を早期に複数の専門職で把握することにより、より迅速で的確な支援が見込まれることから、重大な事件の発生を未然に防ぐことが可能となる。

こんにちは赤ちゃん事業・・・育児経験のない保護者に、保育士の養育技術を出生後早期に伝え、家族状況を把握する。

新生児の家庭訪問・・・保健師による生後28日までの家庭訪問（現在100%訪問実施中）

乳幼児健診で発達障害、虐待も視野に入れた健診票の作成と保護者への育児不安や疲れの対応。

用語の説明

キャピタ：子どもの虐待防止ネットワーク鳥取NPO法人

町民課子育て支援室連絡先

電話 37-5866

ファクシミリ 37-5339